

入学前の既修得単位等の認定に関する取扱要項

平成16年 4月 1日 制 定
平成30年 9月18日 最終改正

- 1 京都教育大学学則第15条により、既修得単位等の認定に関する事項は、この取扱要項の定めるところによる。
- 2 既修得単位等の認定は、次の場合に行うものとする。
 - 一 大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位
 - 二 短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修（平成3年文部省告示第68号）
- 3 既修得単位等の認定を受けようとする者は、入学年度の所定の期日までに、次の書類を教務課に提出しなければならない。
 - 一 既修得単位認定申請書
 - 二 認定申請授業科目明細書
 - 三 学業成績証明書又は単位修得証明書
 - 四 その他本学が必要と認めた書類
- 4 既修得単位等の認定は、教授会の議を経て、学長が行う。
- 5 単位等の認定は、学則第15条第3項の範囲内で、同一授業科目若しくは授業内容が同一のものである場合に限り、別表により本学で開設されている授業科目の単位数で認定する。ただし、認定しようとする単位数が本学の授業科目の単位数に満たない場合は認定しない。なお、第2項の二の学修については、授業科目若しくは授業内容が同一のものでない場合も単位を与えることがある。
- 6 既修得単位等の認定された者の学籍簿には、当該授業科目の履修期欄に「認定」と表記する。
- 7 第3項から第6項までは、外国の大学、短期大学を卒業又は中途退学し、本学に入学を許可された者について準用する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年9月30日から施行し、平成25年8月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年9月18日から施行し、平成30年9月1日から適用する。